様式第６号その２（第５条関係）

幼保連携型認定こども園の運営状況報告書

令和８年　５月　29 日

福　岡　県　知　事　殿

設置者　法人の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）
福岡県糸島市志摩新町 392-2
法人の名称（個人にあっては、氏名）（ふりがな）
社会福祉法人　摩耶福祉会
法人の代表者の氏名（ふりがな）
理事長　　楢﨑　信雅

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第１７条第１項の認可を受けた施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

施設の設置者	法人の名称（個人にあっては、氏名）	社会福祉法人　摩耶福祉会	
	法人の主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所）	〒819-1333　福岡県糸島市志摩新町 392-2	
	法人の代表者の氏名	理事長　　楢﨑　信雅	
施設の名称及び所在地	名　　称	幼保連携型認定こども園るんびにこどもえん	
	所　在　地	〒819-1333　福岡県糸島市志摩新町 392-2	
報告年月日前日において在籍している子どもの数 （　定　員　）		保育を必要とする子どもの数	保育を必要とする子ども以外の子どもの数
	満３歳以上	21 人 （定員　22 人）	12 人 （定員　15 人）
	満３歳未満	15 人 （定員　18 人）	人 （定員　人）

＊　定員数を（　）内に記載すること。

添付書類（様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。）
（１）事業報告書（別添第１号）
（２）指導報告書（別添第２号）
（３）給食提供報告書（別添第３号又は別添第３号の 2）・献立表（1 か月分）
（４）子育て支援事業報告書（別添第４号）
（５）職員研修報告書（別添第５号）
（６）決算書

（別添第１号）

施設名	幼保連携型認定こども園 るんびにこどもえん

認定こども園事業報告書

１　幼保連携型認定こども園の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満３歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、家庭の保護者就労状況や経済状況等に左右されずに、すべての子どもに、個々の発達に応じた質の高い ECEC を保障することを目的とし、各家庭の実情や地域の実情等に応じて受容と共感をもって共に子どもを育てることを目的とする。

２　職員の状況

（１）園長・副園長・教頭

園長	氏　名	年齢	生年月日
	（ふりがな）　ならざき　みやび 楢﨑　雅	[redacted]	
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他（幼保連携型認定こども園　）
	年	19 年	5 年
副園長	氏　名	年齢	生年月日
	（ふりがな）		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他（　　）
	年	年	年
教頭	氏　名	年齢	生年月日
	（ふりがな）		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他（　　）
	年	年	年

（2）職員名簿（園長・副園長・教頭を除く）

	氏名	職種※1	年齢	雇用形態※2			免許状等の有無※3					
				常勤	非常勤	週当たりの勤務時間数（h）	保育士	幼稚園教諭	看護師又は保健師	養護教諭	栄養士	その他
1	坂本　妙子	主幹保育教諭（以上児）		○			○	○				衛生推進者 幼稚園免許更新済
2	末継　美幸	主幹保育教諭（未満児）		○			○	○				R7.4.1～現役職 幼稚園免許更新済
3	時安　哲弘	副主幹保育教諭		○			○	○				幼稚園免許更新済
4	吉村　真紀	保育教諭		○			○	○				
5	古賀　友紀	保育教諭			○		○	○				幼稚園免許更新済
6	濵﨑　純子	保育教諭		○			○	○				R6.3～育休復帰
7	松井　恵	保育教諭		○	○		○	○				
8	野田　聡子	保育教諭		○			○	○				R6.4.1 入職
9	工藤　優	栄養教諭		○							○	
10	松尾美由紀	子育て支援員		○							○	管理栄養士資格所持
11	市田　守	調理師		○								
12	野中　悦子	調理師		○								R7.4.1～直接雇用
13	岸川　直子	栄養士			○						○	
14	山崎　光子	調理師			○							調理師免許
15	楢﨑　信雅	用務 保育補助		○	○							法人理事長（法人本部より報酬無）
16	下園　幸治	園バス運転手			○							R7.1.1 入職
17	清澤　仁司	園バス運転手			○							派遣職員
18	林　清文	園バス運転手			○							派遣職員
19	楢﨑　准	事務・保育士		○			○					園バス運転代行可能
20	原　愛	子育て支援員			○							R7.12 子育て支援審取得
21	植谷　悦子	保育補助		○								R7.9.1 入職 保育士養成校通学中
22	寺坂　友香	保育補助			○							
23	Fatima Auwal Musa	保育補助			○							母国（ナイジェリア）にて幼稚園・小学校勤務
23	友納裕味子	音楽講師										外部音楽講師
24	奥　郁美	学校医										嘱託医・小児科
25	関　陽介	学校歯科医										嘱託医・歯科医
26	糸島薬剤師会	学校薬剤師										学校薬剤師
27	吉浦事務所	外部事務										嘱託事務
28	吉田　裕作	作業療法士										嘱託発達観察・介入・OT研修
29	松下　裕子	正看護師										医療的ケア児訪問看護師

※1　職種は、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、助保育教諭、講師、養護助教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を記載すること。

※２　該当する欄に〇を記入し、非常勤職員については、週当りの勤務時間数も記入すること。（時間外勤務分は除く。）
※３　該当する欄に〇を記入すること。保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者の中から配置すること。該当する資格証等の写しを添付すること。

（3） 提携医療機関等

医療機関名	医療法人　奥小児科医院（診療科目：　小児科・内科　）
所在地	〒819－1116 福岡県糸島市前原中央 2-9-35 TEL　092-322-3361
提携内容	入所児童の健康診断（年に 2 回、内科検診） 入所児童の健康管理に係る相談 応急処置等の指導・助言
医療機関名	糸島せきデンタルクリニック（診療科目：小児歯科・一般歯科・予防歯科・矯正歯科・審美歯科・インプラント・訪問歯科）
所在地	〒819－1312 福岡県糸島市志摩初 40-3 TEL　092-327-2468
提携内容	入所児童の健康診断（年に 2 回、歯科検診） 入所児童の健康管理に係る相談 応急処置等の指導・助言
機　関　名	一般社団法人　糸島薬剤師会
所在地	〒819-1119 福岡県糸島市前原東 3-8-23　友池ビル 202 TEL　092-331-1177
提携内容	学校環境衛生管理に係る実地検査及び改善指導、助言
機　関　名	Y’s　TIME　吉田裕作
所在地	〒811-1213 福岡県那珂川市中原 3 丁目 146 TEL　042-677-0201　　FAX
提携内容	入所児童への介入および福祉制度利用相談 入所児童の発達に関する情報提供 職員研修 保護者の相談事業　運営児童発達支援事業所との連携

３　運営状況に関する情報提供

（１）　開示する情報の種類

教育保育課程・園則・法人予算決算書および資金収支計算書等・法人理事および評議員名簿・第三者委員氏名および連絡先・苦情処理解決対応・各保育事業（障害児・延長・預かり等）・自己評価・子どもの権利条約・日常の保育の様子・子どもの育ち冊子・月ごとの予定・えんだより・クラスだより・献立予定表など

（2）　情報提供の方法

ホームページ・園内閲覧用ファイル・在園児保護者への発信はアプリ上で情報配信

4　入園する子どもの公正な選考方法

1 号認定は原則として先着順。ただし、児の発達を理由に他園等にて入所拒否をされた子どもが最優先。2・3 号認定に関しては、糸島市の調整による選考方法。

5　特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

積極的に受入れるよう努め、受入れ後は日常的に自閉症スペクトラム支援士による観察と合理的配慮、作業療法士による定期観察・介入および保護者面談、職員研修及びフィードバックを行い、日常的なコーヒージョン ECEC に努める。また、療育施設や医療機関・市児童係等関係機関との連携を密に行う。園内においては毎月ケースカンファレンスを行い、情報共有および対応方法の共有に努め、配慮を要する児童の個々の発達および家庭等の背景事情に応じた個別対応に努める。

6　子どもの健康及び安全を確保する体制

（1）　耐震

耐震設計による建造物

（2）　防災

消防署直通電話設置。月に 1 回退避訓練・消火訓練を行う。2 年に 1 回消防署による査察。年に 2 回防災設備点検。

年間消防計画、非常災害時および不審者等防犯マニュアル、原子力災害対策防災マニュアル（糸島市学校防災マニュアル原発編）、高潮浸水避難確保計画、学校安全計画、BCP に即して対応。

（3）　防犯

園外 3 カ所の録画機能付き監視カメラ、オートロック玄関、園内 2 ヵ所の録画機能付き監視カメラ設置。非常災害時および不審者等防犯マニュアル、学校安全計画に即して対応。

（4）　環境衛生（換気、採光、保温など）

学校薬剤師による学校環境衛生定期検査を行う。学校環境衛生管理マニュアル、学校保健年間計画に即して対応。学校建築基準における基準値を超える必要量を確保（採光・照度・保温）。常時室内における二酸化炭素量および PM2.5、PM10、TVOC,HCHO の計測。5 重フィルターによる空気清浄機設置。水遊びで使用する水質検査（毎回）。

（5）　園児及び職員の健康診断

年に 2 回、園医による内科検診および歯科検診を全園児対象で行う。また、年に 2 回、検尿を全園児対象で行う。その他、発達経過を全園児観察し、必要に応じて津守稲毛式発達

検査をベースとした発達チェックを行い、自閉スペクトラム支援士および作業療法士による観察・介入を行う。
職員は年に１度、各自かかりつけ医等の医療機関において健康診断受診。また、1 日 2 回、アプリ上にて各職員個別のメンタルチェックを行う。

（6）　感染症等への対応
感染症対応マニュアルに即して対応。玄関に 20 人同時計測可能のサーマルカメラ設置。37.5 度以上の体温確認時はブザー音あり。職員用出入口にはサーマルタブレット設置、日々の出勤時の体温測定。玄関および保育室に次亜塩素酸水噴霧器および空気清浄機設置。5 類感染症ほか感染症に起因する児童のお休みに関しては罹患人数を随時保護者へアプリ配信。

7　自己評価及び外部評価

評価の実施予定	☑　自己評価 ☑　自己評価結果を踏まえた保護者・園関係者の評価 ☐　外部評価
評価結果の活用方法	園における保育の質に関する自己評価及び職員各自の子どもの人権擁護のための自己評価の集計をホームページ上および各家庭へ公表し、保護者アンケートにてフィードバックを得る。 外部評価に関しては令和 6 年度中に第三者評価受審予定。

8　苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	主幹保育教諭　　坂本　妙子
苦情解決責任者職氏名	園長　　楢﨑　雅

9　給食提供方法

教育標準時間認定こども	☑自園調理　　☐業務委託（施設内調理）　　☐外部搬入 ☐未実施（食事の対応：　　）
保育認定こども（3 歳以上児）	☑自園調理　　☐業務委託（施設内調理）　　☐外部搬入
保育認定こども（3 歳未満児）	☑自園調理　　☐業務委託（施設内調理）

※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

（別添第２号）

施設名	幼保連携型認定こども園 るんびにこどもえん

認定こども園指導報告書

1　教育・保育課程

教育・保育の目標	自分らしく意欲的で思いやりのある子ども、生きのびる力を備えた子ども １．人権を尊重される子ども（人権尊重できる子ども） ２．個性を受容され、共感してもらいながら、自分らしく生きられる子ども（自尊感情を持てる子ども） ３．自ら課題を見つけ、自ら考え行動し、意欲的に活動に取り組める子ども（創造的で意欲的な子ども） ４．自立した自由と規律のある子ども（自発的な子ども） ５．人的・物的・空間的環境を大切にする子ども（生きのびる基礎を備えた子ども） ６．人の喜びを喜び、人とのかかわりを楽しめる子ども（思いやりのある子ども）
各年齢ごとの目標	【乳児】 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ
	【1 歳児】 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする
	【2 歳児】 象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する
	【3 歳児】 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する
	【4 歳児】 様々な葛藤を経験して信頼関係を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする
	【5 歳児】 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる
認定こども園として配慮している点	認定区分によって子どもの園生活に差が出ないよう配慮する。 保護者の就労状況、経済面、教育や育児能力等の違いによって子どもが不利益を被らない様、すべての子どもに等しく、それぞれの子どもや家庭状況に応じた質の高い ECEC を提供できるよう心掛ける（みんな同じ対応を行うことが平等ではない）。

施設の特徴・工夫している点	来園者が歓迎されていると感じられるオープンな玄関・子ども個々の発達状況に応じて子どもが自発的かつ主体的に過ごせるオープンスペースの確保・目的によって色彩心理を利用した扉・太陽光発電・2 階保育室の吸音材天井・天候を気にせずに使用できる室内吊り下げ遊具やボルダリング・俯瞰による脳内物質の増加を図るロフト設置・回遊性のある保育室配置・暖色電灯によるメラトニン生成阻害の抑止・保護者や地域と共に育児を楽しめるよう家庭的背景や地域性に応じた配慮を行い、一緒に子育てをしている感覚を養うよう努めている点、など。

2　年間行事予定

月	行事予定	備考
4月	お花見　入園進級式　内科健診　歯科健診 保護者会総会	市内小中学校入学式
5月	クラス懇談会　　保護者会役員会　国際交流 親子ウォークラリー　地域交流	設備点検　保幼小連絡会議　市ネットワーク会議 医ケア児担当者会議　DCD 学会 糸島市事例検討研修
6月	みそづくり　保育参観　個人面談　発達相談　梅干しづくり　検尿　就学相談　ちきゅうフレンズ　実習生受け入れ	法人監事監査・理事会・評議員会　保幼小連絡会議　市ネットワーク会議　磐梯町視察　JSBS 学術集会 糸島市事例検討研修
7月	プールびらき　たなばたまつり　救命救急法講座 幼児対象性教育　育児講座	就学前健診　指導監査 学校衛生環境定期検査 保幼小連絡会議　他園視察 医ケア児研修 糸島市事例検討研修
8月	お盆期間保育　国際交流	保幼小連絡会議（来園） 教委研修　JAAS 研究大会 医ケア児研修
9月	高齢者施設慰問　年長児一泊保育　内科健診　芥屋かぶ種植え	防犯教室　医ケア児研修 糸島市事例検討研修
10 月	年長児防災センター見学　歯科健診 国際交流　ちきゅうフレンズ	設備点検　法人理事会 翌年度入所申込受付開始 市ネットワーク会議　他園視察 医ケア児研修 糸島市事例検討研修
11 月	スポーツフェス　市巡回相談　みかん狩り　みそづくり	学校環境衛生定期検査 市ネットワーク会議 医ケア児研修 糸島市事例検討研修
12 月	発達相談　育児講座　検尿　個人面談　保育参観 芥屋かぶ収穫	糸島市事例検討研修
1月	保育参観　個人面談　卒園写真 国際交流　クラス懇談会	保幼小連絡会議 糸島市事例検討研修
2月	発表会　しっかり組キッザニア体験	市ネットワーク会議 法人理事会　自己評価
3月	入園進級説明会　お別れ会　年長児思い出延長保育　卒園式　保護者ランチミーティング　交通安全教室	法人理事会 市内小中学校卒業式 学校環境衛生定期検査

		設備点検
毎月	退避訓練　　身体測定　　誕生日会（誕生日当日）　食育の日　OT 研修 隔週うんどうあそび・リトミック（３歳以上児） クッキング（年長児毎月・年中児隔月）　ビーチクリーン活動　職員会議　ケースカンファレンス	

3　子どもの１日の活動内容

（1）1 号認定

時刻／曜日	7:00　8：00　10：00　12：00　14：00　16：00　18:00　20：00										
月~金	閉園	預かり保育	自由遊び	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び	帰りの会	預かり保育 １８:００おやつ １９:００夕食		閉園
土	閉園	預かり保育	自由遊び	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び	帰りの会	預かり保育 １８:００おやつ	閉園	
日	休園日										
備考	◆排泄に関しては随時　◆手洗いは帰園時や食事前後、その他随時 ◆朝ごはん事業対象の児童は９：００に１階ランチルームにて食事										

（2）2 号認定

時刻／曜日	7:00　8：00　10：00　12：00　14：00　16：00　18:00　20：00											
月~金	閉園	自由遊び 短時間認定児童は 7:00~8:00 は延長保育	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び 少人数活動	おやつ	帰りの会	自由遊び 短時間認定児童は 16:00 以降延長保育	延長保育		閉園
土	閉園	自由遊び 短時間認定児童は 7:00~8:00 は延長保育	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び 少人数活動	おやつ	帰りの会	自由遊び 短時間認定児童は 16:00 以降延長保育	延長保育	閉園	
日	休園日											
備考	◆排泄に関しては随時　◆手洗いは帰園時や食事前後、その他随時 ◆朝ごはん事業対象の児童は９：００に１階ランチルームにて食事											

（3）3 号認定

時刻／曜日	7:00　8：00　10：00　12：00　14：00　16：00　18:00　20：00											
月~金	閉園	自由遊び 短時間認定児童は 7:00~8:00 は延長保育	おやつ	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び 少人数活動	おやつ	帰りの会	自由遊び 短時間認定児童は 16:00 以降延長保育	延長保育	閉園
土	閉園	自由遊び 短時間認定児童は 7:00~8:00 は延長保育	おやつ	おあつまり	習熟度別教育保育 課題教育保育	昼食	休息または自由遊び 少人数活動	おやつ	帰りの会	自由遊び 短時間認定児童は 16:00 以降延長保育	延長保育	閉園
日	休園日											
備考	◆排泄に関しては随時　◆手洗いは帰園時や食事前後、その他随時 ◆朝ごはん事業対象の児童は９：００に１階ランチルームにて食事											

4　クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定　　員	3	5	10	（　1　）	6 （　5　）	8 （　5　）	8 （　4　）
組　　名	よちよち	あちこち	まねっこ	まねっこ	わくわく	わんぱく	しっかり
職員配置	1	1	2	1	1	1	1

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。
満3歳以上児については、(　)内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

5　環境の構成

各年齢ごとの留意点	【乳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を分けた環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・身体機能の発達が目覚ましい時期なので、個々の発達状況に応じた成長を遂げられるよう活動によって空間を分けるなどの空間的環境構成に留意する。 ・食事睡眠等の生活リズム感覚の芽生えを徐々に促す様、個々の子どもの生理的欲求・心理的欲求を満たせるような物的・空間的・人的環境に留意する。 ・個々のリズムに応じて授乳を行い、徐々に離乳を進めていく中で、様々な食品に安全に慣れていけるよう、個々の離乳の進み具合の情報共有を保育者間、調理担当者と保育者間で共有できる動線を確保し、具体的な掲示物を設置する等の空間的環境に留意する。 ・特定の大人との応答的な深いかかわりによりアタッチメントの形成を促すよう人的環境に留意する。 ・喃語の育みと受容的な応答による言葉の芽生えを促すため、喃語等の乳児の発声に対して優しく返答するなど音環境や人的環境に留意する。 ・身近な環境への興味を持てるような物的・空間的環境構成に留意し、環境に気づかせるような声掛けや、乳児が興味関心を向けた対象の情緒的共有を心がけるよう人的環境に留意する。 ・身体の諸感覚認式による表現を促すため、個々の子どもの感覚を刺激するような物的・空間的環境構成に留意する。 ・ハイハイやつかまり立ちなどの活動の際に口に入れては危険なものが落ちていないか確認を怠らないようにし、安全な環境で個々の子どもが活動できるよう物的・空間的環境に留意する。 ・感染症等に対する抵抗力が未発達な時期なので、日々の衛生管理や換気、温湿度、音環境等に留意する。

	【1 歳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を確立した環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・食事や午睡、遊びと休息など園における生活リズムの形成を個々の子どもが自発的にスムーズに整えていけるような空間的環境構成に留意する。 ・歩行の確立により、行動範囲が広がるため、環境構成時の家具などの配置に留意し、十分に活動できる空間的環境に留意する。全身を使う遊びが楽しめる空間の確保に留意し、安全な環境で個々の子どもが活動できるよう物的・空間的環境に留意する。 ・周囲の人への興味、関心が広がるため、特定の保育者以外のおとなや友だちとの愛着形成を促せるようつなぎ役となる受容的な声掛けや応答、代弁を行うような人的環境に留意する。 ・好奇心の高まりや興味関心の広がりを促し、いろいろな素材や教具に触れられるように、個々の子どもの感覚を刺激できる「遊」の空間における物的環境に留意する。 ・言葉の獲得や話し始めの発達を促すよう、発達に応じた絵本の使用や応答的で温かく受容的な言葉による対応など物的・人的環境に留意する。 ・排泄の自立や衣類の着脱、自分の物の管理などの先々の発達につなげるため、それぞれの行動がスムーズに行えるような動線の確保や、個々のロッカーなどの空間の確保、着脱等がスムーズに行えるようなベンチなど、習慣的に身につけられる物的・空間的環境に留意する。 ・日々の衛生管理や換気、温湿度、音環境等に留意する。

	【2 歳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的、主体的、意欲的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を確立した環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・園における生活リズムが確立し、食事や午睡、遊びなどが個々の子どもが自発的に行えるよう子どもの「自我」を邪魔しないような人的環境に留意する。 ・全身を使う遊びが楽しめる空間の確保に留意し、安全な環境で個々の子どもが活動できるよう物的・空間的環境に留意する。 ・排泄の自立が徐々に進んでくるため、個々の子どものタイミングに応じてトイレを利用できる、衣類の着脱が行える、身の回りを清潔にできるよう動線の確保に留意し、必要に応じてベンチやロッカーなどを設置する、失敗を叱るなどの否定的な声掛けなどを行わない等、物的・空間的・人的環境に留意する。 ・ゆったりとした雰囲気の中で食事を楽しめるよう、「食」の空間を確保し、個々のペースで食事ができるような雰囲気づくりのための物的・空間的・人的環境に留意する。 ・指先の機能の発達を促すため、「遊」の空間における物的環境に留意する。つまむ・めくる・ひっぱるなど微細運動を行える素材や教具を、個々の子どもが自身の興味関心に応じて自発的かつ主体的にあそびに熱中できるように常設するなど物的・空間的環境に留意する。 ・自己主張の表出が見られる時期なので、保育者による受容的かつ応答的な会話を行うような人的環境に留意する。 ・友達との関わりが徐々に増え始めるが、その分、自我と自我がぶつかり合う経験も増えてくるので、子ども同士のトラブルの際など、保育者が仲立ちとなったり、代弁者となったりするよう人的環境に留意する。 ・自然事象や地域の生活などへの興味関心が広がるため、積極的な関わりを促す様、散歩や外遊びの際などに、それらに気づけるような語り掛けや、それらに保育者が積極的に関わる姿をモデルとして見せる等の人的環境に留意する。また、危険がないよう予め散歩コースや園庭などの下見や危険個所のチェックなどを行うなど、物的環境にも留意する。 ・言葉のやり取りの楽しさを個々の子どもが感じられるよう、発達に応じた絵本や紙芝居などの物語を利用する、子どもと共にごっこ遊びを楽しむなど、温かくはっきりとした発音で伝える、子どもが話しかけてきたときに受容的で応答的な会話を行うなど、物的・人的環境、音環境に留意する。 ・象徴機能の発達とイメージの膨らみや種々の感覚の働きを豊かにするため、個々の子どもの興味関心に応じた玩具や素材、教具などの物的環境に留意する。また、少し先の発達を見越した物的環境にも留意する。子どもたちの姿に応じて、「遊」の空間に設定する物的環境のスペースを広げたり狭めたりするなど空間的環境にも留意する。 ・日々の衛生管理や換気、温湿度、音環境等に留意する。

	【3 歳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的、主体的、意欲的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を確立した環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・基本的な生活習慣が確立する時期だが、まだ失敗も多いため、失敗を叱責するような声掛けや態度などを行わない様、人的環境に留意する。生活習慣の確立に向けて、個々の子どもの発達状況に応じて自発的に取り組めるよう、トイレや着替えの保管場所、鏡、ロッカーなどの動線を確保するような物的・空間的環境に留意する。 ・全身を使う遊びが楽しめる空間の確保に留意し、安全な環境で個々の子どもが活動できるよう物的・空間的環境に留意する。 ・意欲的な活動を日々行えるよう個々の子どもの興味関心に即した物的・空間的環境に留意する。個々の自発的かつ主体的な活動の保障と園生活における種々の活動への参画を促すための discussion の空間的環境、年中児や年長児との関わりの中で個々の発達に応じた興味関心を引き出せるような人的環境に留意する。 ・年中児、年長児との異年齢での園生活の中で、年上の子どもたちをモデルとし、かつ保育者の日々の園生活における言動を通して、道徳性の芽生えを促せるような物的・人的環境に留意する。 ・並行遊びの充実と徐々に子ども同士のかかわりの促進のため、個々の子どもの興味関心に即した物的・空間的環境に留意する。 ・身近な環境への積極的な関わり ・言葉の美しさ、楽しさへの気づきを促すため、絵本や紙芝居、物語などの物的環境に留意する。保育者と子どもの会話の中での種々の気づきに留意し、かつ、受容的で応答的な保育者の言葉遣い等の人的環境にも留意する。 ・生活の中での必要な言葉の理解が進み、簡単な言葉による指示等への理解が深まることから、保育者の言葉がけにおいては、具体的で伝わりやすい言葉の選択や、必要に応じて人形やぬいぐるみなどの媒介物を利用するなど、子ども自身が自ら言葉によって他者に伝えていけるような人的・物的環境に留意する。 ・日々の園生活において、子どもそれぞれの自由な表現と豊かな感性の育ちを保障するため、個々の子どもが受けたインスピレーション等を表出できる空間の確保と、物的環境に留意する。 ・日々の衛生管理や換気、温湿度、音環境等に留意する。

	【4 歳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的、主体的、意欲的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を確立した環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・自身の体への興味がわき、健康への関心を促せるよう、人体に関する図鑑や絵本、玩具、教具などの物的環境に留意する。性差による差別につながるような保育者の言動を行わない様、人的環境にも留意する。 ・身体全体の協応運動や危険を回避する力を促進する遊具などの物的・空間的環境を確保するとともに、大きな事故のないよう安全に留意する。 ・仲間との深いつながりが徐々に生まれる時期であるため、個々の発達状況に応じて、保育者の過干渉にならない距離感に留意する。 ・社会事象への関心の高まりが芽生え、社会的ルールなどへの興味も出てくることから、掲示物や図鑑、絵本などを子どもの興味関心に即したものにするなど、物的環境に留意する。社会事象が子ども自らの生活と結びついていることへの気づきを生むような物的・人的環境に留意する。 ・言葉によって伝えることの楽しさを十分に味わえるよう、絵本や紙芝居、物語などの物的環境に留意する。保育者と子ども、子ども同士の会話の中での言葉によって伝えることで生まれる種々の気づきに留意し、かつ、受容的で応答的な保育者の言葉遣い等の人的環境にも留意する。 ・生活の中での必要な言葉の理解が進み、聞く力が深まってくる時期であるので、保育者の言葉がけにおいては、具体的で伝わりやすい言葉の選択や、必要に応じて人形やぬいぐるみなどの媒介物を利用するなど、子ども自身が自ら言葉によって他者に伝えていけるような人的・物的環境に留意する。 ・子ども同士の会話も増え、自我と自我とのぶつかり合いなども生まれやすい時期であるので、保育者が仲立ちに入りつつ、徐々に子ども同士で解決できるような空間の確保と人的環境に留意し、解決に向けての自己感情のコントロールに有用な玩具などの物的環境に留意する。 ・豊かな感性による表現を保障するため、個々の子どもが受けたインスピレーション等を表出できる空間の確保と、物的環境に留意する。 ・日々の衛生管理や換気、温湿度、音環境等に留意する。

	【5 歳児】 ・個々の子どもの発達状況や生活リズム等に柔軟に対応し、個々の子どもが自発的、主体的、意欲的に園生活を送るため、「遊」「食」「寝」の空間を確立した環境設定に留意する。また、「遊」の空間においては、「静」と「動」が交わらないような動線の確保に留意する。 ・より自身の体への興味がわき、健康への関心を促せるよう、人体に関する図鑑や絵本、玩具、教具などの物的環境に留意する。性差による差別につながるような保育者の言動を行わない様、人的環境にも留意する。身体を意図を持ってダイナミックに動かすなど挑戦的な活動も増えることから、存分に運動できる空間や目的に応じた遊具などの物的・空間的環境を確保するとともに、大きな事故のないよう安全に留意する。 ・社会性の確立と自立心が目覚ましい時期であることから、保育者との関わりから子ども同士のかかわりに重きをおくようになるので、保育者による過干渉とならないよう、あくまでもつなぎ役としての距離感を保つよう人的環境に留意する。 ・社会、自然事象へのさらなる関心が深まり、それらを生活やあそびへ取り入れての活動が深まっていくことから、より発達を促進できるような物的、環境的、人的環境に留意する。 ・園における種々の活動や生活において、個々の子どもが意図をもって行うようになることから、子どもの参画による計画や実施に取り組めるよう物的、空間的、人的環境に留意する。 ・文字や数字の獲得による遊びの発展がみられるようになることから、遊びや生活の中でそれらの認知面が深まるような物的環境に留意する。また、あそびの連続性から生まれてくる子どものアイデアなどを保障できるような空間的、人的環境にも留意する。 ・ダイナミックな表現を保障できるよう物的環境、空間的環境に留意する。 ・日々の経験の中で感じた感動の共有ができるような物的、空間的、人的環境に留意する。

6　日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	入所時点でのアセスメントを行い、対象児童の特性把握にまずは努める。個々の子どもの課題を把握した上で、受容と共感を第一に心がけ、信頼関係とアタッチメントの形成を第一の目標とする。 個々の特性や課題に応じて、環境を整え、定期的な発達チェックを行う。各関係機関とのケース検討含む連携を行う。

施設と家庭との連絡・協力体制	日々の園の様子をリアルタイムビューカメラによって保護者がスマートフォンやパソコン等で見ることができる。ICT 活用により、日々の子どもの姿や各おたより、欠席などの日常的な連絡も園と保護者共通のアプリによって共有し、既読機能により、連絡不行き届きを防ぐ。 行事の際などは、保護者による参加や協力を仰ぎ、日常的な園での子どもの様子を保護者に実際に見てもらえるよう常にオープンな体制を心がける。ICT を活用し、日誌等だけでなく、動画配信等によって保護者の不安軽減や理解の深化に繋げる。 保護者による園生活の参画を目標とし、保護者による保護者会から各クラス役員を選出してもらい、保護者会役員会を設置、役員会と共に行事や日々の保育などの内容検討を行う。 3 歳児以上に関しては、小学校への接続の準備のため、子ども自身が言葉によって保護者へ伝える準備を始めるが、表出言語に課題がある

	子どもの場合は、言葉によって保護者へ様々なことを伝えることが難しいため、日々の様子を保護者の希望に応じてアプリ上にて配信または口頭にて連絡する。療育利用がある場合は、療育先と園、家庭との共通の連絡文書等を用いて情報共有を行う。 年に 2 回、個人面談や発達相談の場を設け、保護者の育児に関する相談等を受け付ける。またクラス懇談会を行い、保護者の孤立化を防止する。
職員間の連絡・協力体制	全職員で全児童の ECEC にあたる意識で臨む。毎月、配慮が必要な子どもは個々のケース検討を全職員で行う。日々の園生活において共有すべき情報に関しては、ICT 活用や職員間 line や職員用連絡ノートにて情報の共有に努める。また、必要に応じて AS 支援士である園長からの指示や学校心理士兼公認心理師による指示をもとにケース対応にあたる。

7　小学校教育との連携

原則として、当園におけるアプローチカリキュラムに沿って行う。ただし、カリキュラムに記載のない事柄であっても、子どもや保護者の就学後の最善の利益を保障するための内容であった場合は、随時各小学校との連携を行う。卒園後も保護者の要望があり、学校側の許可があれば、自閉スペクトラム支援士である園長が就学先の小中学校へ出向き、対象児童の保護者面談の結果のフィードバックを就学先へ行い、連携を図っている。ただし、保護者の希望があり、就学先の学校職員のフィードバック希望があった場合に限る（生命の危険がある場合を除く）。得た情報に関しては、糸島市児童係、就学先学校等、糸島市ネットワーク会議において情報共有を図り、連携をもってその後の対応にあたる。

様々な感染拡大防止の観点から、対面で行えない場合は、ICT を活用して行う。

8　幼保連携型認定こども園の園則（施設運営の重要事項に関する規程）の作成

記載の有無	園則記載事項
☑	1　学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
☑	2　教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
☑	3　保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
☑	4　利用定員及び職員組織に関する事項
☑	5　入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
☑	6　保育料その他の費用徴収に関する事項
☑	7　その他施設の管理についての重要事項

園則：別添のとおり

（別添第３号）

施設名	幼保連携型認定こども園るんびにこどもえん

認定こども園における給食提供報告書

１　給食の実施状況

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
給食回数 給食時間	離乳状況により3~4回 9:30 ～ 18:00 の間で適宜	3回 ９：３０ １１：３０ １５：００	3回 9:３０ １1:３０ １5:００	２回 １２:００ １５:００	２回 １２:００ １５:００	２回 １２:００ １５:００

※１８:００以降預かり保育または延長保育利用児童は１８:００におやつ、１９：００に夕食
※朝ごはん事業申込児童は９：00 に１階ランチルームにて朝食提供

２　調理設備

検食用冷凍ストッカー、冷蔵庫、冷凍庫、クリーンテーブル、食器洗浄機、ソイルドテーブル、作業台３台、食器消毒保管庫、二槽シンク、スープレンジ、ガステーブル、スチームコンベクションオーブン、炊飯台、炊飯器、乾燥機付き包丁まな板殺菌庫、ヨーグルトメーカー、一槽シンク、電子レンジ、平棚、調理台４台、折り畳みワゴン、検収シンク、カート、炊飯ジャー、電子ジャー、ポット、両面開きダムウェーター

３　子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

氏名　工藤　優　　資格　栄養士・栄養教諭
氏名　市田　守　　資格　調理師
氏名　野中　悦子　　資格　調理師

４　調理業務従事者

（１）人数

４人（栄養教諭１名、調理師２名、パート栄養士１名）

（２）衛生管理の取組み

日々における衛生記録
害虫駆除機設置（毎日 21 時に稼働）
2 か月に１度、害虫駆除処理
年３回、学校薬剤師による学校環境衛生管理を行う
毎月１回の検便および冬季におけるノロウイルス検便実施
大量調理施設衛生管理マニュアル（平成２９年６月１６日厚生労働省発布）に沿って衛生管理を徹底する。

５　食事計画の作成にあたって工夫した点

地産地消を基本とし、随時旬の食材を用いた献立作成。栄養バランスはもとより、楽しく食を感じられるよう、和食のみにこだわらず、洋・中など多国籍なメニューも提供する（多様な国の出身の子どもが存在するため)。また、宗教食や各家庭の信念に基づく食事にも可能な限り対応。毎月いくつかは子どもたちのリクエストによる献立を導入。また、年度末には全家庭にアンケート回答をお願いし、子どもの好きなメニュートップ３を答えてもらい、それらで３月の献立を作成。毎月、２週間ひとくくりのサイクル献立により、喫食状況により食材の無駄を省く。咀嚼力を高められるような献立の導入。毎月必ず新メニューを導入。夕食は軽食ではなく、家庭で食べるような形式の献立とし、延長保育時間でも食を楽しめるようにしている。
児童の誕生日の当日（または保護者の希望日）には、該当児童の保護者を招待し、給食の試食を行ってもらう。

6　食育の取組み

食育計画に沿って取り組む。年中児の隔月クッキング、年長児毎月クッキングにより食べ物を作ることの楽しさを味わう。芥屋かぶ（地域の農業高校と連携）を植え、育てて収穫し、自らが育てた食材を使用して調理する。３歳以上児の味噌作りと梅干しづくりにより日本の伝統食文化を継承。年度当初のお花見、年に２回のピクニックでは、０歳児から５歳児までの共食の経験（COVID-19 の影響で令和２年度～5 年度は中止)。毎年、テーマを決め、テーマに沿った食育の日メニューを提供。伝統行事に即した行事食の提供。1 日の栄養バランスを整えるため、献立表に「家庭で夕食時に提供する食材」のおすすめを記載。子どものみの食事とならないよう職員との共食。児童の誕生日にはその保護者を招き、親子や他児との共食を経験。毎月のおたよりにより献立のレシピ提供。日々の食事サンプルの掲示。その他、みかん狩りなど。

7　アレルギー等への配慮

個々のアレルギーの状況を、保護者・園長・クラス担任・栄養教諭の 4 者会議により確認の上、医師の指示書および検査結果をもとに把握し、代替食を提供する。家庭と連携し、徐々に食べられる食品があれば解除届に沿って部分的に解除し、無理なく普通食へ移行できるよう進めていく。初めて口にする食材に関しては、原則として家庭で１品ずつひとさじずつから始めてもらうよう声掛けをする。アレルギー等の特別食の提供にあたっては、個々の除去食材を表にて掲示し、特別食の提供における食器やお盆等に明確に表示し、提供前に各保育室において最終チェックを行う。家庭と連携がとりやすい様、献立表はメニューのみの記載のものと各献立の全食材を明記したものの２種類を配布する。エピペン使用児童に関しては、主幹保育教諭の管理のもと園で預かる。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに沿って行う。
園長・栄養教諭・クラス担任・保護者との 4 者会議を 3 ヶ月ごとに行い、該当児童の食事状況の情報共有に努める。ハラール食などの宗教食希望の際は、可能な限り指定の食材にて代替食を提供する。入園および一時預かり、乳児等通園支援事業利用の際にあらかじめ「食事調査票」を保護者に記載いただき、食材の摂取歴の有無や咀嚼力、偏食等の情報を得た上で、給食の提供を図る。

8　離乳食への配慮

個々の子どもの喫食状況調査に沿って進める。家庭との連携を密に取りながら、初めての食材に関しては、家庭においてひとさじから始めてもらう。喫食状況調査は少なくとも月に１度は見直し、家庭との情報共有に努める。離乳食の進捗状況に関しては、保護者の育児等の能力差や環境の差異があるため、一律の進め方に拘らず、個々の発達状況や喫食状況に応じて対応する。卵、乳に関しては、家庭においての摂取量が（保護者が無意識の内に）増えやすいものであるため、園においては離乳完了期終了後に提供するようにする。

（別添第４号）

施設名	幼保連携型認定こども園 るんびにこどもえん

認定こども園における子育て支援事業報告書

事　業　名	①園庭開放　②育児相談　③発達相談　④育児講座　⑤物品・保育室の無償貸与　⑥自宅駐車場までの園バス送迎　⑦不登校児童の受入れ　⑧多子家庭への配慮　⑨保護者の特性に応じた合理的配慮　⑩一時保育（一時預かり）⑪放課後児童クラブ閉鎖時の卒園児受入れ　⑫絵本の無料貸し出し　⑬朝ごはん事業　⑭預かり保育事業　⑮障害児保育事業　⑯オムツ・シーツサブスク
事業概要	【内容】 ①園庭の開放　②育児に関しての相談受付　③子どもの発達に関する相談　④子どもの発達等に関する保護者向け講座　⑤園の物品や保育室の一部の無償貸与　⑥園バス利用家庭の各家庭の自宅までの園バスによる送迎　⑦不登校児童のボランティア受け入れ　⑧きょうだい児が多い家庭へ対して、送迎時に駐車場まで送迎　⑨精神疾患等を抱える保護者の特性に応じた配慮を行う　⑩保護者の希望に応じて一時的に教育・保育を提供する　⑪放課後児童クラブ閉鎖時に家庭保育ができない卒園児を受入れる　⑫絵本の貸出⑬朝ごはんの提供(有料)　⑭2 号認定と変わりない保育時間の提供　⑮フルインクルーシブ保育の提供　⑮オムツと昼寝用シーツのサブスク

【工夫した点】
（保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など）
①園児と同じ時間の利用とすることで、園職員のみならず、園児との触れ合いも経験できる。
②育児に関しての相談を全般に受けるとともに相談内容に応じて、精神科医から直接的・間接的なアドバイスが受けられるよう配慮。電話やメールでの相談となるため、利用者も相談のハードルが低く利用しやすい。
③日常的には自閉スペクトラム支援士が相談に応じ、希望があれば作業療法士による就学後を見据えた相談にも応じる。日常生活面と学校教育面に関しての専門的な相談業務が行え、保護者の先の見通しにつながる。園児に限らず、地域内外の保護者、教育保育関係者の利用も可能。園児保護者からの紹介も受入れ。また、自閉スペクトラム支援士による相談は卒園後、義務教育終了まで利用可能。
④園児保護者のみではなく、園児以外の保護者、その他への案内を行う。
⑤地域住民主催のイベントや地域小中学校のイベント等において、園の備品を貸与し、サポート。子育てサークル等の会合等で保育室の一部を開放しサポート。地域における横のつながりの確保。
⑥各家庭の自宅まで送迎することで、各保護者の近隣住民に園を知ってもらう。保護者の朝の支度の負担が軽減できるだけでなく、近隣住民と保護者とのつながりを生み、地域における総括的な子育てへとつながる最初のステップとなる。
⑦園行事準備に際して園から不登校等で学校へ行けない子どもへ依頼し、ボランティア参与してもらうことで、当該児童の自信の回復につなげる。また、保護者の心理負担の軽減につながる。
⑧職員のみが対応にあたることに終始せず、当該保護者以外の保護者と協同で行うことで保護者同士のつながりを生む。
⑨多様な保護者の存在に対しての受容と共感を園がモデルを示すことで、徐々に当該保護者以外の保護者にも伝わり、保護者同士の受容と共感につながる。関係機関との情報共有によって、幅広い目と手をもって配慮できる。
⑩糸島市内の保護者に周知（市の情報誌等）。空席あり時は園バス利用も可能。
⑪就学後のきょうだいがいる園児の家庭に周知。
⑫地域住民や卒園児の家庭から寄付してもらった絵本を使用。
⑬同時処理が不得手な保護者に毎朝の貴重な時間を子どもとのスキンシップに充ててもらうため有料で朝ごはんを提供。
⑭2 号認定の児童と変わりない保育時間の提供が可能になるよう時間設定を工夫し、1 号認定と 2 号認定の児童間の差が生じないようにしている。
⑮多様なこどもが互いに関わり育ち合えるコーヒージョン保育によるフルインクルーシブな保育を提供。
⑯準備の労力が高いオムツと昼寝用シーツをサブスクにすることで育児労力を軽減する。

【年間延べ利用人数】（R7 年度実績）
※預かり保育利用児童数　434 名　※一時預かり　91 名
※障害児保育事業　72 名　※朝食　488 名　※バス利用児童　10,560 名
※小学生受入れ 194 名　※オムツ　130 名　※シーツ 196 名
※以下延長保育事業（上から 30 分延長、1 時間延長、2 時間延長）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
44 38 1	64 61 18	60 52 32	79 67 24	63 57 35	61 51 26	41 38 17	39 36 19	38 30 12	34 32 32	29 25 11	31 28 28	583 515 255

	【実施日数及び実施時間】 ①平日月曜日～土曜日の１０：００～１６：００　②随時　③随時または年に３回　④年に１回　⑤園行事に支障がない範囲で随時　⑥園バス運行時　⑦随時　⑧送迎時　⑨随時　⑩予約制にて随時　⑪放課後児童クラブ閉鎖時　⑫随時　⑬希望日前日までに予約　⑭随時　⑮随時
	【職員の状況】 ①受付を主幹保育教諭が行い、園庭には保育教諭を配置し、園児の教育保育にあたりながら利用家庭との関係を深める。 ②主幹保育教諭が受付後、園長と協議。必要に応じて面談または精神科医の連絡先を伝える。 ③主幹保育教諭が受付後、自閉スペクトラム支援士との面談設定。希望があれば作業療法士との面談設定。 ④主幹保育教諭による案内作成および周知。講師依頼。 ⑤主幹保育教諭が受付後、貸出。返還は全職員が受付。 ⑥園バス運転手による運行。同乗職員による到着前５分の各家庭への電話連絡。 ⑦主幹保育教諭による受付。職員室フリー職員による連絡。 ⑧主幹保育教諭の指示により全職員で対応。 ⑨自閉スペクトラム支援士によるアセスメントをもとに主幹保育教諭又は自閉スペクトラム支援士が主となり、全職員で対応。 ⑩主幹保育教諭の管理のもと、全職員が受付。 ⑪主幹保育教諭が受付後、全職員に手対応。 ⑫返却時に主幹保育教諭がチェック ⑬調理職員と保育職員が連携し、8 時半出勤の職員が出勤した時点で提供。 ⑭⑮全職員対応
	【利用料】 ①②③④⑤⑫無料 ⑥園バス利用料（園則及び運営規程の通り） ⑦要給食の際は２００円 ⑧⑨無料 ⑩一時保育料（園則及び運営規程の通り） ⑪要給食の際は２００円 ⑬1 食 100 円　⑭1 日 450 円上限　⑮公定価格内に含まれるため無料

（別添第５号）

施設名	幼保連携型認定こども園 るんびにこどもえん

認定こども園における職員研修報告書

	園内研修	園外研修	備考
4 月	糸島市こどもの権利条例 アプローチカリキュラム OT 研修 ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 一次救命研修 保育環境	パソコン教室 糸島市事例検討研修	糸島市小学校入学式 鹿児島市保育園協会打ち合わせ
5 月	ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修 前さばきについて 医療的ケア児研修 業務改善について	パソコン教室 キャリアアップ研修（障害児保育） キャリアアップ研修（マネジメント） キャリアアップ研修（子育て支援） 糸島市事例検討研修 糸島市全体研修 保育環境評価スケール研修 認定こども園協会福岡県支部総会 NTTCS 研オープンハウス	保幼小連絡会議 市ネットワーク会議 役職会議 地域財団法人との連携 畝刈こども園来園 鹿児島市保育園協会研修
6 月	バス添乗員研修 ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修	他園視察 パソコン教室 福岡県保育協会給食研修会 日本生命財団食の発達研修 糸島市事例検討研修 偏食セミナー キャリアアップ研修（食・アレルギー） 児童発達支援イベント	保幼小連絡会議 糸島市ネットワーク会議 就学相談 法人子育て関連イベント 地域財団および子育て NPO との連携 法人監事監査 法人理事会 法人評議員会
7 月	救命救急講座 幼児期の性教育 ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修 医療的ケア児研修	パソコン教室 特別支援学校見学 糸島市事例検討研修 感染症予防研修 ケース会議 認定こども園協会福岡県支部研修	保幼小連絡会議 基礎研究者との協働 学校教育課来園 福岡県保育協会広報部会 江津市キャリアアップ研修 鹿児島市保育園協会研修 地域財団 PJ 一時保育 指導監査
8 月	プール活動について ケースカンファレンス OT 研修	日本赤ちゃん学会学術集会 パソコン教室 糸島市事例検討研修 福岡県バス送迎研修 福岡県保育協会福岡地方大会 JSBS 学術集会 JAAS 研究大会	実習生受け入れ 福岡県保育協会広報部会

9 月	ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 バス運行マニュアル再確認 BCP 見直し OT 研修	パソコン教室 糸島市事例検討研修 糸島市保育協会給食部会 医療的ケア児担当者会議 認定こども園協会九州地区活性化研修 保育士養成校授業受講 コドモン研修	実習生受け入れ 鹿児島市保育園協会研修 可也小学校行事参加 次年度医療的ケア児見学受け入れ
10 月	バイアス研修 ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修	パソコン教室 糸島市事例検討研修 保育士養成校授業受講 偏食セミナー 糸島市全体研修会 えんがお視察 磐梯町視察	市ネットワーク会議 こどもの育ち法人イベント 法人理事会 糸島市ネットワーク会議 REAPRA イベント 糸島市内小学校就学前健診
11 月	ケースカンファレンス OT 研修 医療的ケア児研修	交通安全管理者講習 パソコン教室 糸島市全体研修会 糸島市事例検討研修	保健所立入監査 糸島市ネットワーク会議
12 月	ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修 医療的ケア児研修	パソコン教室 糸島市事例検討研修 保育士養成校授業受講 保健所特定給食施設研修 糸島市就学全教育部会公開保育研修 コドモン保護者対応研修 株式会社 SW 福岡イベント	福岡県保育協会広報部会 NTTCS 研共同実証実験
1 月	応答的な保育について ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修 医療的ケア児研修	パソコン教室 糸島市事例検討研修 糸島市給食部会研修 保育士資格取得保育実習 CO-MII 研修 認定こども園協会福岡県支部研修	市ネットワーク会議 保幼小連絡会議 久留米大学特別講義 磐梯町立保育所研修 第三者評価
2 月	自己評価研修（不適切保育防止研修） ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 保育環境評価スケール実施 OT 研修 医療的ケア児研修	パソコン教室 保育士資格取得保育実習 保育環境評価スケール研修 CIC イベント	市ネットワーク会議 実習生受け入れ 地域財団 PJ 一時保育
3 月	ケースカンファレンス 事故発生防止委員会 OT 研修 新入園児情報共有	パソコン教室 糸島市事例検討研修 保育環境スケール研修 保育士資格取得施設実習 日本発達心理学会	人権擁護のためのチェックリスト NTT 科学基礎研究所との共同実証実験（かず） 市内小学校卒業式 保護者ランチ MTG